

診療用エックス線装置に関する変更届

年 月 日

（宛先）松本市保健所長

管 理 者

住 所

氏 名

連絡先（電話）

診療用エックス線装置について、下記のとおり変更しましたので、医療法施行規則第29条第1項の規定により届出します。

記

1 病院（診療所）の名称及び連絡先（電話）

2 所在地

3 変更年月日 年 月 日

4 使用開始予定年月日 年 月 日

（エックス線装置の一部装置の廃止等の場合）

別紙1を添付すること。

（エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴を変更した場合）

別紙1と併せ次の表を提出すること。

エックス線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師							
変 更 前				変 更 後			
職 種	氏 名	免許 番号	エックス線診療に 関する経歴	職 種	氏 名	免許 番号	エックス線診療に 関する経歴

別紙1 診療用エックス線装置の届出様式

病院（診療所）名		整理番号		1	2	3	
所在地		区分					
エ ッ ク ス 線 装 置	製作者名						
	型 式						
	定格出力	最大電圧					
		最大電流					
	エックス線管の数						
用 途							
エ ッ ク ス 線 装 置 の 防 護	エックス線管の容器及び照射筒（利用線維以外のエックス線量）						
	附加濾過板						
	透 視	透視中の患者への入射線量率					
		透視時間積算タイマー					
		エックス線管焦点皮膚間最短距離（インターロック）					
		エックス線照射野絞り					
		利用線維中の蛍光板、受像器通過エックス線量					
	撮 影	透視時最大照射野3.0cm通過エックス線量					
		被照射体周囲の遮蔽装置					
	間 接 撮 影	エックス線照射野絞り					
		エックス線管焦点皮膚間最短距離					
		移動型等の場合の遠隔操作の構造					
	治 療 用 撮 影	利用線維角錐型及びエックス線照射野絞り					
		1曝射当たりの空気カーマ（受像器一次防護遮蔽体）					
		被照射体の周囲の箱状の遮蔽物					
	近 接 透 視 撮 影 等	濾過板保持装置（インターロック）					
		近接透視撮影、乳房撮影等					
		口内法撮影					
		骨塩定量分析 輸血用血液照射					
診 療 室	診 療 室 名						
	診 療 室 の 構 造						
	材 質 等	天井					
		床					
		壁					
		ガラス窓					
	出入口等の開口部の戸						
画壁の外側における実効線量（最大値を記入すること。）							
操作室							
診療室である旨の標識							
管 理 区 域	管理区域である旨の標識						
	区域の外側における実効線量（最大値を記入すること。）						
そ の 他	管理区域の境界におけるその他の立入禁止措置						
	注意事項の掲示（従事者）						
	敷地内の居住区域及び境界の実効線量						
	注意事項の掲示（患者）						
その他の患者の被曝防止措置							
被曝防止のための器具							
従事者の被曝測定方法							
エックス線診療に従事する 医師、 歯科医師、診療放射線技師又は 診療エックス線技師		職 種 名	氏 名	免許番号	エックス線診療に関する経歴		